

令和8年1月5日
山形県県土整備部建築住宅課

積雪の単位荷重・垂直積雪量

建築基準法施行令第86条第2項に基づき、建築基準法施行細則第16条の2において県内全域（山形市を除く）を多雪区域と定め、単位荷重を積雪量1センチメートルごとに1平方メートルにつき30ニュートン以上と定めています。

（注意）山形市内の積雪荷重等については、特定行政庁である山形市建築指導課（023-641-1212）へお問い合わせください。

建築基準法施行令第86条第3項に基づく県内市町村の垂直積雪量は、以下のとおり定めています。

区域	数値
酒田市（平成17年10月31日における酒田市の区域に限る。）、天童市、東根市、山辺町、中山町、河北町、三川町及び遊佐町の区域	1メートル
鶴岡市（平成17年9月30日における鶴岡市及び藤島町の区域に限る。）、酒田市（平成17年10月31日における酒田市の区域を除く。）、寒河江市、上山市、白鷹町及び庄内町（平成17年6月30日における余目町の区域に限る。）の区域	1.5メートル
米沢市、鶴岡市（平成17年9月30日における羽黒町、櫛引町及び温海町の区域に限る。）、新庄市、村山市、長井市、尾花沢市、南陽市、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮎川村、戸沢村、高畠町、川西町及び庄内町（平成17年6月30日における立川町の区域に限る。）の区域	2メートル
鶴岡市（平成17年9月30日における朝日村の区域に限る。）、小国町及び飯豊町の区域	2.5メートル

酒田市、鶴岡市及び庄内町における詳細な地域（旧区域）については、以下のホームページでも確認できますが、詳しくは各市町の窓口へお問い合わせください。

[酒田市（外部サイトへリンク）](#)、[鶴岡市（外部サイトへリンク）](#)、[庄内町（外部サイトへリンク）](#)

平成12年建設省告示第1455号により算出した垂直積雪量の数値が、上記の表の数値に満たないものは、同告示により算出した数値とすることができます。

詳細は、[県施行細則第16条の2（外部サイトへリンク）](#)をご覧ください。